

資料編



1 用語の解説

【あ】

- ICT(アイ シー ティー、infection control team; information and communication technology)

「情報通信技術」のこと。身近な例では、SNS 上でのやり取りやメールでのコミュニケーションも該当し、ネット通販やチャット等、人同士のコミュニケーションを手助けする事も ICT に該当。今後「IT 技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法。

- 一般住宅地

低中層住宅地と同様に多様な居住に対応するとともに店舗や業務施設等と共存する区域で、第一種住居地域・第二種住居地域及びこれらの住居地域への変更をめざす住宅地。

- 大磯市(おおいそいち)

クラフト、フード等があつまる毎月第三日曜日に大磯港で行われる「朝市」。2010年9月にわずか19店舗から始まり、今では出店約190、来場者平均約5,000人を超す人気の朝市となっている。

- 大磯町都市計画審議会

都市計画法、大磯町都市計画審議会条例に規定される町長の諮問機関。学識経験者、町議会議員、関係行政機関、市民等で構成され、市民に一定の義務や制限を課す都市計画の内容について審議を行う。

- 大磯町まちづくり条例

大磯らしさを守り育むために、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の策定、市民の主体的なまちづくり、開発事業の手続、都市計画法及び建築基準法の委任事項などについて、基本的な仕組みやルールを定めた町の条例。

- 大磯町まちづくり審議会

大磯町まちづくり条例の第 3 章に規定される、町長の附属機関。学識経験者、市民で構成され、同条例の適切な運用、公正で中立な立場からのまちづくりの審査等及び市民等のまちづくり活動の支援を行う。

【か】

- カーシェア/シェアリング交通サービス

一般に登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。自動車を借りるという面ではレンタカーと近い存在であるが、一般にレンタカーよりもごく短時間の利用となる。

- 街区公園

主として街区内に居住する者が容易に利用でさることを目的とする都市公園で、誘導距離 250m の範囲内で 1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園。以前は児童公園と呼称。(＊公園誘致面積は、この公園を利用する範囲を意味している。)

- 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に入り出す交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路に大別される。

- 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で定義される区域で、崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度 30 度以上の土地)で、周辺住民に危害が生ずるおそれのある土地として、知事が指定する区域。



●狭い道路

災害時における消防・救急車両等の通行のために拡幅対策が急務とされ、その後退用地部分は、将来にわたり道路用地として確保・保全される必要がある幅員4m未満の道路の総称。

●近隣公園

主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的にする公園で、1近隣住区当たり1ヶ所を誘致距離500mの範囲内で、1ヶ所当たり面積2haを標準として配置。（＊公園誘致面積は、この公園を利用する範囲を意味している。）

●グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

●グリーンツーリズム

緑豊かな農村・山村や波の音が心を癒やしてくれる漁村でスロー生活を体験すること。

●景観計画

景観法の規定に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定める計画。

●景観重要建造物

景観法の制度で、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）として指定された建造物。

●景観地区

都市計画区域又は準都市計画区域内において市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定める地区。

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観地区等における良好な景観形成のための規則。

●建築基準法

建築物の個々の安全性や居住性を一定レベル以上に保つことを目的とするとともに、健全な都市づくりに欠かせない建築物の秩序について示した法律。

●建築協定

住宅地としての環境や商店街の利便を高度に維持増進するなど建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等に対し、法の規定より厳しい基準を住民が自発的に定め、お互いに守っていく建築基準法に基づく協定。

●広域避難場所

大規模な地震発生時に市街地大火から避難者を安全に収容できるよう確保する避難境所。避難路と直結させるとともに避難者1人あたり2m²以上で有効避難面積が確保できるよう、また避難圏域内の各地点から概ね2km以内に配置されるよう計画。

●高度地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内において市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。



【さ】

●SDGs(持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals)

国連サミット(2015年)で採択され、ダボス会議(2017年)以降、世界にある課題を世界で解決するため、17目標を掲げ、各国が実行。

●里山

都市と自然の間にあって人が利用してきた森林。手つかずの自然を徐々に人が利用しやすい形に変えていった自然。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

●施設緑地

緑地の分類であり、都市施設として積極的に整備を図ろうとする意図のある土地で整備されることにより公共オープンスペースとなるもの。都市公園法に基づく「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地により構成。

●自然環境保全地域

神奈川県の自然環境保全条例第2条の規定により、知事が、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域で、自然的・社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして指定する地域。

●指定避難場所

防災資機材倉庫を設置し、避難生活を営む避難者の支援のため資機材を備蓄している場所。

●自動車専用道路

道路法に基づき自動車のみの用に供するため、道路管理者が指定する道路。

●集落住宅地

集落及びその他の公共公益施設等が立地する区域で、伝統的な集落の風景を受け継ぎ、市街地内とは異なったゆとりある居住環境を形成する区域。地域振興の観点から必要な施設立地や地域の土地利用のあり方について、地区まちづくり計画等により検討を行う区域。

●主要幹線道路

都市間や通過交通等の交通を分担し、都市内の下位の道路への不要交通の進入を軽減し、かつ自都市と他都市を効果的に連絡する道路で、高水準の規格を備えた高い交通容量を有する道路。

●準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

●準用河川

一級河川、二級河川以外の河川で町長が指定した河川。

●新型コロナウィルス感染症(COVID-19)

人や動物の間で広く感染症を引き起こす「コロナウィルス」として新たに見つかった「新型コロナウィルス(SARS-CoV-2)」による感染症です。

●ソーシャルディスタンス

コロナウィルス感染症対策の一環として、ある一定の距離感を保ち、飛沫や接触を避けることで、感染するリスクを軽減するための手法。



【た】

●地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画。

●地区まちづくり協議会

大磯町まちづくり条例第10条に規定される、住みよいまちづくりを図ることを目的とする団体。道路、鉄道、河川等により区分されており、かつ、規則で定める一団の面積がある区域内に住所を有する者及び土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者で構成。

●地区まちづくり協定

大磯町まちづくり条例第11条に規定される協定。一定の要件を満たした地区まちづくり計画について、町長と地区まちづくり協議会とで締結する。

●地区まちづくり計画

大磯町まちづくり条例第11条に基づき設置された地区まちづくり協議会が、地区のまちづくりの目標、まちづくりの方針に関する事項を定める計画。

●低層住宅地

戸建て住宅を中心とした緑豊かな地域づくりを目指す区域。地区内道路の整備と併せて良好な低層住宅地への誘導を計る区域で、第一種低層住居用地域及び第一種低層住居専用地域への変更をめざす住宅地。

●低中層住宅地

高齢者から若年層、ファミリー層まで、多様な世代の多様な居住に対応する区域で、第一種中高層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域への変更を目指す住宅地。

●テレワーク/サテライトオフィス/SOHO(スマートオフィス・ホームオフィス)

パソコンやインターネットを活用して、小規模のオフィスで仕事をする形態。働く場所で分けると、自宅の在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などに分類。

●特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るために当該用途地域の指定を補完して定める地区。

●特別緑地保全地区

都市計画区域内において、無秩序な開発や公害・災害の防止として適切なもの、寺社や遺跡などが一体となって伝統的文化的意義を有するもの、風致景観に優れており健全な生活環境を確保するために必要な緑地などを指定するもの。

●都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園で、町民全体を対象としたもの。総合公園と運動公園から構成。

●都市計画基礎調査

都市計画法に規定される、都市計画に関する基礎調査。概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査。



●都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受ける区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び、保全する必要がある区域。

●都市計画の提案制度

都市計画法に基づく制度。土地所有者等が一定の条件を満たした場合に、町が定める都市計画について県や町に提案することができる制度。

●都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

●都市緑地

都市の自然的環境の保全・改善及び都市景観の向上の用に供するために設けられる緑地。

●都市緑地法

都市公園法等の自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する必要な事項を定める。

【な】

●二級河川

一級河川(国土の保全上または国民の経済上から、特に重要な水系として国土交通大臣が指定した河川)以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川で、知事が指定した河川。

●農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律で規定される地域で、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について、県知事が指定する地域。

市町村が10年間を見通して、農用地等として利用すべき土地の区域(農用地区域)を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤、農業近代化施設の整備等の計画からなる長期計画。

●農用地区域

農業振興地域内に設定された区域で、農業に利用すべき土地として市町村が策定する農業振興地域整備計画で定める区域。



【は】

●パークマネジメント

公園をより魅力的に活用する方法として、近年、国内外で期待が寄せられている発想。公園を通じて、近所での生活を豊かにする仕組みづくりとして、地域の人々が皆で公園を運営する方法。

●ハザードマップ

危険箇所を記した地図。自然災害の被害予想や、通学路の安全確保などに広く利用。

●バリアフリー

障がい者や高齢者なども利用しやすいように、道路の段差解消や施設へのスロープ、エスカレーター、エレベーター等の設置などにより、障壁(バリア)を取り除くこと。また、これらのハード面だけでなく、社会制度や精神面などにおいてもバリアを取り除くことが必要。

●風致地区

都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など都市の風致(自然の趣、味わい)を維持するため指定される地区。

●ブランド/ブランディング

ブランドとは、消費者や顧客の心の中にしか存在しないもの。ブランド独自の価値を磨いた上で、それを消費者・顧客に認めてもらう活動を行うこと。

●保安林

森林法に基づき水源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防備、飛砂の防備、魚つき、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するために指定する区域。

●ポテンシャル(potential)

潜在的、潜在的力をいう。

【ま】

●まちづくり交付金

国が、市町村の策定する都市再生整備計画に対して総合的に支援することを目的として支出する交付金。

【や】

●谷戸

丘陵地の谷あいの低地のこと。三方を高さ数十メートルの丘陵に囲まれた小川の源流域で、幅は高々数百メートル程度、奥行はせいぜい数キロである。関東地方、特に多摩丘陵地区(東京都多摩地方、神奈川県東部)の地名に〇〇谷戸というように用いられることが多い。

●ユニバーサルデザイン

すべての人のデザインという意味で、障がい者や高齢者、外国人、男女などの違いを超えて、すべての人にも暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方。バリアフリー(障壁を取り除く)だけではなく、はじめから利用しやすいものを作っていくとするもの。

●用途地域

都市機能の維持増進、良好な都市環境の形成等の観点から計画的、合理的に区分し、建築物の用途、建ぺい率、容積率や高さ等の形態に制限を行う制度。



【ら】

●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期等(15歳未満の年少人口)、青春期・働き盛の世代(15歳~64歳の生産人口)、高齢期(65歳以上の老齢人口)に区分されるそれぞれの段階。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老齢夫婦期、独居老人期などに区分されるライフステージの段階もある。

●緑陰住宅地

敷地、緑化等の状況から最もゆとりある緑に包まれた区域。低層戸建て住宅を中心とする旧別荘地などの区域で、現行の第一種低層住居専用地域(建ぺい率50%・容積率100%・高さ10m)よりも良好な住居の環境の形成をめざす住宅地。

●緑化地域

用途地域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定める地域。

●緑地協定

都市緑地法に基づき一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ、緑地の保全又は緑化に関する協定。

●リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり、付加価値を与えること。近年、マンションや空き家対策に利用。

●临港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能する陸域として指定する地区。都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものとがある。

【わ】

●ワークショップ

地域住民が体験・討議しながらまちづくりの提案をまとめる作業をする集会。



2 策定経過

1. 全体の策定経過

経 過

平成30年度

3月 大磯町町民アンケート実施

平成31年度／令和元年度

平成31年4月 第22回大磯町まちづくり審議会
令和元年6月 第23回大磯町まちづくり審議会
10月 第1回ワークショップ全体構想①
11月 第2回ワークショップ全体構想②
11月 第3回ワークショップ地域別構想①
12月 第4回ワークショップ地域別構想②

令和2年度

令和2年4月 第82回大磯町都市計画審議会（書面会議）
第24回大磯町まちづくり審議会（書面会議）
7月 大磯町まちづくり基本計画全体構想（素案）及び町民ワークショップパネル展示会（オープンハウス型説明会）
7月～8月 全体構想（素案）についての意見募集（パブリックコメント）
10月 第83回大磯町都市計画審議会
第25回大磯町まちづくり審議会
11月 大磯町まちづくり基本計画（原案）パネル展示会（オープンハウス型説明会）
11月～12月 全体構想・地域別構想素案（原案）についての意見募集（パブリックコメント）
令和3年1月 第84回大磯町都市計画審議会（答申）
第26回大磯町まちづくり審議会（答申）
3月 町議会本会議で「大磯町まちづくり基本計画」議決



2. 大磯町まちづくり基本計画／町民参加の経緯

平成30年度

- 大磯町市民アンケート

平成31年3月

平成31年度/令和元年度

- 第1回大磯町まちづくり基本計画ワークショップ全体構想①

令和元年10月14日

【テーマ】大磯町の良さと課題

- 第2回大磯町まちづくり基本計画ワークショップ全体構想②

令和元年11月2日

【テーマ】まちづくりの方向と達成方策

- 第3回大磯町まちづくり基本計画ワークショップ地域別構想①

令和元年11月30日

【テーマ】地域の抱える克服すべき課題

- 第4回大磯町まちづくり基本計画ワークショップ地域別構想②

令和元年12月21日

【テーマ】大磯町のまちづくりからみた地域整備の方向と方策



		日時・対象地域	開催場所	参加者数
第1回		令和元年10月14日（月・祝）09:30～12:00 全地域	大磯町保健センター 2F研修室	18名
第2回		令和元年11月2日（土）09:30～12:00 全地域	大磯町保健センター 2F研修室	22名
第3回	午前	令和元年11月30日（土）09:30～12:00 大磯地域 & 国府南地域	大磯町保健センター 1F保健指導室	19名
	午後	令和元年11月30日（土）13:00～15:30 小磯地域 & 国府北地域	大磯町保健センター 1F保健指導室	16名
第4回	午前	令和元年12月21日（土）09:30～12:00 大磯地域 & 国府南地域	大磯町保健センター 2F研修室	17名
	午後	令和元年12月21日（土）13:00～15:30 小磯地域 & 国府北地域	大磯町保健センター 2F研修室	15名



令和2年度

○大磯町まちづくり基本計画全体構想素案及び町民ワークショップパネル展示会（オープンハウス型説明会）

令和2年7月19日(土曜日) 来場者15名 アンケート回答者10名



パネル展示会 会場の様子

○大磯町まちづくり基本計画(原案)パネル展示会（オープンハウス型説明会）

令和2年11月28日(土曜日) 来場者14名 アンケート回答者8名



パネル展示会 会場の様子

○パブリックコメント

まちづくり基本計画【素案】に対するパブリックコメント

募集期間：令和2年7月10日～8月6日（4週間）

提出意見：33件（6名）

まちづくり基本計画【原案】に対するパブリックコメント

募集期間：令和2年11月17日～12月14日（4週間）

提出意見：23件（8名）

※提出意見は意見募集期間中に開催した「原案パネル展示会」時のアンケートによる



3 都市計画審議会・まちづくり審議会名簿

1. 大磯町都市計画審議会名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

区分	氏名	役職等
学識経験のある者	高見沢 実	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
	小谷 幸司	日本大学生物資源科学部くらしの生物学科教授
	尾白 佳隆	東海大学教養学部自然環境学科自然環境課程非常勤講師
町議会の議員	奥津 勝子 (R1.7.26～)	総務建設常任委員会委員長
	清田 文雄 (～R1.7.25)	総務建設常任委員会委員長
関係行政機関の職員	日原 修	神奈川県大磯警察署長
	川口 博幸 (～R2.3.31)	神奈川県大磯警察署長
	相原 久彦 (R1.6.1～)	神奈川県平塚土木事務所長
	関矢 博己 (～R1.5.31)	神奈川県平塚土木事務所長
その他町長が必要と認める者	戸塚 昭雄	大磯町農業委員会会长
	大庭 和久	大磯町商工会副会長
	西ヶ谷 修司	大磯町区長連絡協議会会长
	内田 誠一	大磯町災害救護赤十字奉仕団委員長
	深瀬 明美 (～R2.3.31)	大磯町災害救護赤十字奉仕団委員長
	吉川 稔	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会湘南中支部 大磯・二宮地区代表地区長



2. 大磯町まちづくり審議会名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

区分	氏名	役職等
法律、都市計画、建築、環境等に関する者 学識経験を有する者	松本 昭	・一般財団法人ハウジングアンド コミュニティ財団 専務理事（代表理事） ・東京大学、法政大学非常勤講師
	中井 里史	横浜国立大学大学院環境情報研究員教授
	桑原 勇進	上智大学法学部教授
	志村 直愛	東北芸術工科大学デザイン工学部 環境デザイン学科教授
	鈴木 伸治	横浜市立大学国際教養学部教授
	谷口 守	筑波大学システム情報系社会工学域教授
	梶田 佳孝	東海大学工学部土木工学科教授
	加藤 仁美 (~R2.3.31)	東海大学工学部教授
	斎尾 直子 (~R2.3.31)	東京工業大学環境・社会理工学院准教授
町民	中村 雅一	大磯町区長連絡協議会副会長
	工藤 広樹	大磯町商工会理事
	添田 浩幸	湘南農業協同組合大磯支所長
	山口 明宏	まちづくり団体（大磯ガーデニングクラブ）





イラスト:オダギリミホ イラストアイデア:ささだちとせ

表紙イラストについて……

大磯小学校に通う娘がいます。地図の授業で「私たちの住む大磯町は何の形に見える？」という課題があり、娘はブーツの絵を描いたのです。確かにハーフブーツに見えてきます！わたしたちはブーツの中に住んでいるんだ！と言って笑いあいました。

表紙の絵は彼女のアイデアをそのままいただいたので娘との共作です。唯一無二の形をしたこの町に、みんなで仲良く一緒に住んでいる。ちょっと窮屈だったり変な形だったりするけど、肩寄せ合いながら楽しく暮らしている……そんな大磯町をイメージしています。